福島県畜産環境保全対策事業実施要領

福島県畜産環境保全対策事業については、福島県畜産環境保全対策事業補助金交付要綱（令和４年４月１日付け４農支第８２号、以下「交付要綱」という。）、福島県補助金等の交付に関する規則（昭和４５年福島県規則第１０７号、以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要領に定めるところにより適正な実施を図る。

第１　事業の目的

　　　県は、循環型社会の形成並びに持続可能な農業の実現を目標に「環境と共生する農業」による安全・安心な農産物の供給を推進している。

このため、「環境と共生する農業」の実現に向けて、「福島県における家畜排せつ物の利用の促進を図るための計画」に基づく、福島県の家畜排せつ物等の循環利用の取組を進め、本県畜産業並びに農業の健全な発展に資することを目的とする。

第２　事業の内容等

本事業の内容、事業実施主体、補助対象及び採択要件は、別表１、２－１、２－２のとおりとする。

第３　補助

県は、予算の範囲内において、交付要綱の定めるところにより、事業実施主体に対し補助する。

第４　事業実施の手続き

１　事業計画の策定等

（１）事業実施主体は、事業実施計画承認申請書（様式第１号）に畜産環境保全対策事業計画書（様式第２号）を添付し、農林事務所長（県域団体の場合は農林水産部長：以下「所長」という。）に申請する。

（２）所長は事業実施計画書、必要な書類を添付のうえ、様式第３号により農林水産部長に協議する。

２　事業計画の承認

（１）農林水産部長は、第４の１により提出のあった事業実施計画書等の内容を審査し、適当と認める場合には、様式第４号により通知する。

（２）所長は、前項の通知に基づき、上記１の（２）により申請のあった事業実施計画の承認（様式第５号）を行う。

３　計画の承認を受けた事業実施主体は、交付要綱第３条または第６条に定める申請をすることができる。

第５　事業計画の変更

　事業実施主体は、事業実施計画の承認を受けた後に、交付要綱別表に定める計画の重要な変更または中止をする場合は、速やかに変更承認申請書（様式第６号）を所長へ提出し、第４の１及び２に準じて変更または中止の手続きを行うものとする。

第６　実績報告

所長は、事業実施年度の翌年度の４月２０日までに実績報告を様式第２号を添付の上、様式第７号により農林水産部長あて提出する。

第７　事業の実施期間

本事業は、原則１年とする。なお、事業の目標達成等のために複数年度要するなど、特に所長が認める場合にあっては、２年間継続して実施することができる。

ただし、２年間継続する場合は、第４に基づき年度毎に事業実施計画を策定し、改めて交付申請するものとする。

第８　その他

この要領に定めるもののほか、本事業の実施に必要な事項は、農林水産部長が別に定める。

附　則

この要領は、令和４年４月１日から施行する。

福島県畜産環境保全対策事業実施要領　別表１　（実施要領第２関係）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 事業名 | 事業実施主体 | 補助対象の活動及び経費 | 採択要件及び留意事項等 |
| １　特殊肥料流通支援事業 | 堆肥生産者 | (１)　補助対象とする活動　 　 家畜排せつ物を主原料とする特殊肥料としての流通・販売を目的とした次のア～オの活動　　　（主な活動内容は、別表２－１のとおり） ア　特殊肥料の生産性及び品質の向上に関すること　イ　特殊肥料の品質証明に関すること　ウ　特殊肥料の表示、情報発信に関すること　エ　その他必要な活動　 (２)　補助対象経費 　　 別表２－１のとおり | (１)　肥料の品質の確保等に関する法律第二十二条により届出を行っている生産業者又は本事業実施後翌年度末までに届出を行う予定の堆肥生産者とする(２)　県が作成する「福島県広域たい肥供給者リスト」に登録すること(３）　事業により得た情報、成果等を県に提供するとともに、県が実施する取組、調査等に協力すること(４)　市町村、所在地の協議会及び関係者が行う資源の循環利用等の取組について連携・協力すること |
| ２　地域循環利用支援事業 | 市町村、公社、協議会、農業団体、法人 | (１)　補助対象とする活動　　　家畜排せつ物や家畜排せつ物を主原料とする堆肥を地域で循環利用又は循環利用の促進を目的とした次のア～オの活動　　　（主な活動内容は、別表２－２のとおり）　ア　協議会等の設置・運営　イ　堆肥の利用・耕畜連携等の支援　ウ　研修・人材育成等の活動　エ　調査・研究活動　オ　その他必要な活動(２)　補助対象経費　　　別表２－２のとおり | (１)　法人は、次のいずれかの要件を満たすものとする　 ア　共同利用する堆肥化施設を有する法人　 イ　複数の畜産事業者（自社を含めて）から排出される家畜排せつ物を原料に肥料生産を行う法人　 ウ　飼養規模（乳用牛50頭以上、肉用牛100頭以上、豚1,000頭以上、採卵鶏10万羽以上、ブロイラー１万羽以上）の法人であり、地域において、家畜排せつ物や家畜排せつ物を主原料とする堆肥の循環利用を目的とした活動を行える法人(２)　市町村が参画しない公社、協議会、団体及び法人にあっては、要領第４の１（１）の事業計画承認申請書を事業実施地域の市町村を経由して申請するとともに、事業実施後は実績報告を提出すること(３)　事業により得た情報、成果等を県に提供するとともに、県が実施する取組、調査等に協力すること(４)　地域で行われる資源の循環利用に関する取組に連携・協力すること |

福島県畜産環境保全対策事業実施要領　別表２－１　（実施要領第２関係）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 事業名 | 別表１の補助対象とする活動 | 主な活動内容 | 補助対象とする経費 | 留意事項等 |
| １　特殊肥料流通支援事業 | ア　特殊肥料の生産性及び品質の向上に関すること | ・堆肥の原料(副資材含む)等の成分、残留農薬、放射性物質等の分析・堆肥の生産性、品質向上等に資する活動（試作品の製造、商品評価､データ収集、調査等）・生産技術、経営力の向上に向けた取組（アドバイザーや専門家等の派遣、講習会等への参加、生産性やコスト分析の実施、改善計画の作成 等）・生産性、経営改善を図る取組（堆肥の生産性・品質向上に必要となる資材、機器等の導入、生産・経営の管理等に必要なソフトウェアやアプリケーション等の導入　等） | ・報償費　(講師､調査協力等への謝金)・旅費　(講師､調査協力等の旅費)・需用費　(印刷製本、消耗品､資材､原料､機器、図書､燃料等の購入費)・役務費　(通信･運搬費､手数料(分析検査等))・備品費 （ｿﾌﾄｳｪｱ等導入費）・使用料及び賃借料・負担金　(出展料､研修参加費､ 認証及び審査料等)・委託料　(パッケージ等の作成､調査委託等)・その他事業の目的、内容を達成するため所長が認めるもの。 | ・単価や金額の根拠となる資料を提出すること。・物品受払簿等で管理するとともに領収書等の確認書類を保管すること。・備品費は取得単価が10万円以上のものとし、見積書（ 原則３社以上とする。ただし、該当する機器等を１社しか扱っていない場合は除く。） やカタログ等を添付すること。　なお、取得単価が50 万円以上の機器及び器具については、備品台帳を作成し、耐用年数が経過するまでは、事業実施主体による善良なる管理者の注意義務をもって当該備品を管理すること。・賃借料には機械・施設等のリース料も対象とする。・委託料は、第三者に委託することが必要であり、合理的かつ効果的な業務に限る。 |
| イ　特殊肥料としての品質証明に関すること | ・堆肥等の成分、残留農薬、放射性物質等の分析・原料帳簿、生産工程図等の整備や肥料の届出等に必要な事項・資材証明書の作成、発行に必要な活動（アドバイザー等の派遣、講習会への参加、ソフトウェアやアプリケーション等の導入）・｢うつくしま、エコ・リサイクル製品｣の認定・有機JAS適合資材証明の認証取得（検査料、受講料等） |
| ウ　特殊肥料としての表示、情報発信に関すること | ・表示制度等の講習会の参加、テキスト等の購入・堆肥の利用方法や付加価値に関するデータ収集、調査の実施 |
| エ　その他必要な活動 | ・「福島県における家畜排せつ物の利用の促進を図るための計画」に資する取組であり、農林水産部長が必要と認める経費 |

福島県畜産環境保全対策事業実施要領　別表２－２　（実施要領第２関係）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 事業名 | 別表１の補助対象とする活動 | 主な活動内容 | 補助対象とする経費 | 留意事項等 |
| ２　地域循環利用支援事業 | ア　協議会等の設置・運営 | ・家畜排せつ物や堆肥の利用促進、耕畜連携等を目的とした協議会等の設置、運営・堆肥の運搬、散布、堆肥原料の収集、耕種農家と畜産農家のマッチング等を行う組織等の設立、運営・家畜排せつ物や堆肥の滞留解消、利用に関する相談窓口、ホームページ等の整備や運営・家畜排せつ物や堆肥の利用計画等の作成など | ・謝金　(講師､調査協力等への謝礼)・旅費　(講師､調査協力等の旅費)・需用費　(印刷製本費、消耗品費資材費､原料費､機器等購入費､燃料費)・役務費　(通信･運搬費､手数料(分析、認証検査等))・備品費 （ｿﾌﾄｳｴｱ等導入費）・使用料及び賃借料・負担金　(出展料､参加費)・委託料　(調査委託 等)・賃金　（臨時職員の賃金､　共済費等）・その他事業の目的、内容を達成するため所長が認めるもの | ・単価や金額の根拠となる資料を提出すること。・物品受払簿等で管理するとともに領収書等の確認書類を保管すること。・備品費は取得単価が10万円以上のものとし、見積書（ 原則３社以上とする。ただし、該当する機器等を１社しか扱っていない場合は除く。） やカタログ等を添付すること。　なお、取得単価が50 万円以上の機械・機器及び器具については、補助額を１／２以内とし、備品台帳を作成し、耐用年数が経過するまでは、事業実施主体による善良なる管理者の注意義務をもって当該備品を管理すること。・賃借料には機械・施設等のリース料も対象とする。・委託料は、第三者に委託することが必要であり、合理的かつ効果的な業務に限る・賃金は、実働に応じた対価以外は認めない。 |
| イ　堆肥の利用・耕畜連携等の支援　　 | ・堆肥の供給や流通に関する支援 （堆肥等の運搬･散布、流通に必要な機械・機器等の導入、借り上げ（修繕）、作業請負者の募集や確保、通信機器、ソフトウエア等の導入）・耕畜連携、堆肥等のマッチング活動に必要な支援　（交流会等の開催、ニーズ調査の実施、通信・連絡機器,ソフトウェア等の導入、ホームページ等の作成など）・堆肥利用の促進、耕畜連携等のコンサルタント、コーディネート活動　（畜産環境アドバイザーの派遣、堆肥化施設等の点検、運営改善、施設の改修（長寿命化）等コンサルティング、耕畜連携に関するコーディネート等の実施）・啓発資料、マニュアル、報告書(リーフレット、栽培指針等）等の作成など |
| ウ　研修・人材育成等の活動 | ・耕種農家と畜産農家の交流会、研修会、施設見学等の開催､先進地研修・家畜排せつ物等の利用を促進する指導者等の育成 （講習会の開催や派遣、資格取得の支援等） |
| エ　調査・研究活動 | 家畜排せつ物や堆肥等の利用促進を目的とした調査・研究活動・堆肥原料、畜舎敷材等に関する未利用有機性資源の賦存量・堆肥の試作製造、堆肥等の成分分析や土壌診断等の調査・分析・堆肥等の運搬、散布に関する実証・堆肥等を利用した栽培実証・堆肥利用に関するアンケートやコスト分析など |
| オ　その他必要な取組　 | ・「福島県における家畜排せつ物の利用の促進を図るための計画」に資する取組であり、所長が必要と認める経費 |